

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月30日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/kikaku/mynunber/torikumi.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第8の項 高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	沖縄県高等学校等奨学のための給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、高等学校等に在学する低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、予算の定めるところにより沖縄県高等学校等奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		沖縄県高等学校等奨学のための給付金支給要綱